

教職課程の内部質保証を考える

—JUAA大学評価研究所・教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究部会『[2017年度・2018年度文部科学省・教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業]教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究報告書』より—

文部科学省
教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議
第1回会議（令和2年11月24日）14:00~[webex meeting]

早田幸政

（大学基準協会・大学評価研究所運営会議委員、
前 教職課程の質の保証を図る取組の推進調査研究部会部会長、
中央大学理工学部教授）

本報告の構成

1. 大学基準協会による全国大学・教職課程へのアンケート調査
 - (1) 実施方法と回答状況
 - (2) アンケート調査の結果（一部紹介）
 - (3) アンケート調査結果を通して見えてきた内部質保証に関わる課題
2. 教職課程の「内部質保証」
 - (1) 意義
 - (2) 構成要素
 - (3) 内部質保証の概括的な仕組み（図）
 - (4) 内部質保証の対象項目（参考例）
3. 教職課程の「外部質保証」の可能性とその位置づけ

[補足]☆コロナ禍に伴う小・中・高で「育むことが期待される
コンピテンシー」観の変容

1. 大学基準協会による全国大学・教職課程へのアンケート調査

(1) 実施方法と回答状況

① 具体的方法

- ・本調査は、平成29年度文部科学省の委託調査として実施。
- ・大学基準協会の「高等教育のあり方研究会」の下に置かれた調査研究部会で本調査を実施。
- ・調査は、アンケート調査、国内実地調査、海外調査により実施。
- ・アンケート調査は、教職課程を置く約606大学を対象。
- ・国内実地調査の対象機関は、北海道教育大、富山大、秀明大、鎌倉女子大、常葉大、甲南大、大阪府教育委員会、福岡市教育委員会。
- ・海外調査は、米国教職教育アクレディテーション協議会(CAPE)、コロンビア特別区大学、ジョージ・ワシントン大学が対象。
- ・教職課程の「内部質保証」を軸とした教職課程質保証システムに係る提言を掲記。

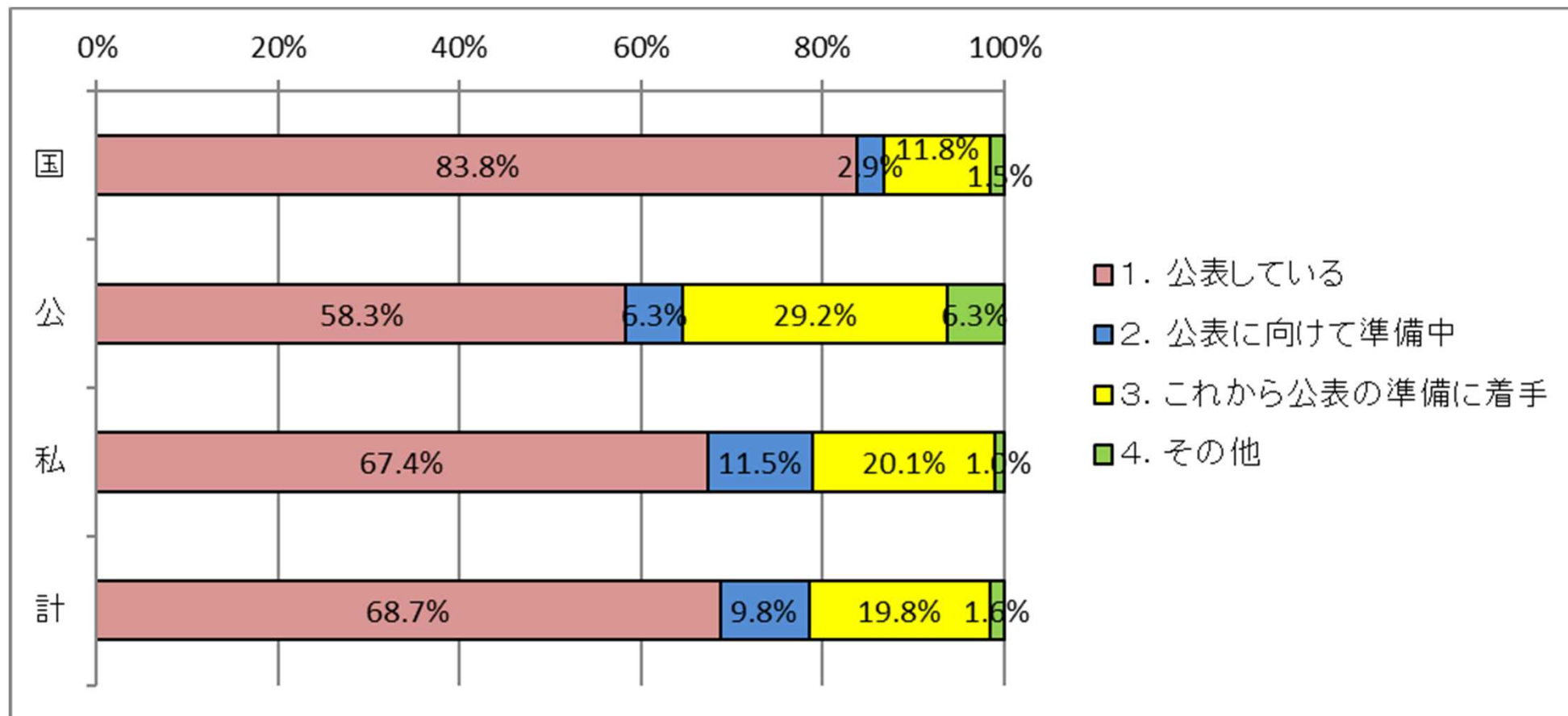
② アンケート対象大学・回答大学数（設置種別）

設置種別	回答大学数	回答率	対象大学数
国立大学	68	89.5%	76
公立大学	48	81.4%	59
私立大学	385	81.7%	471
合計	501	82.7%	606

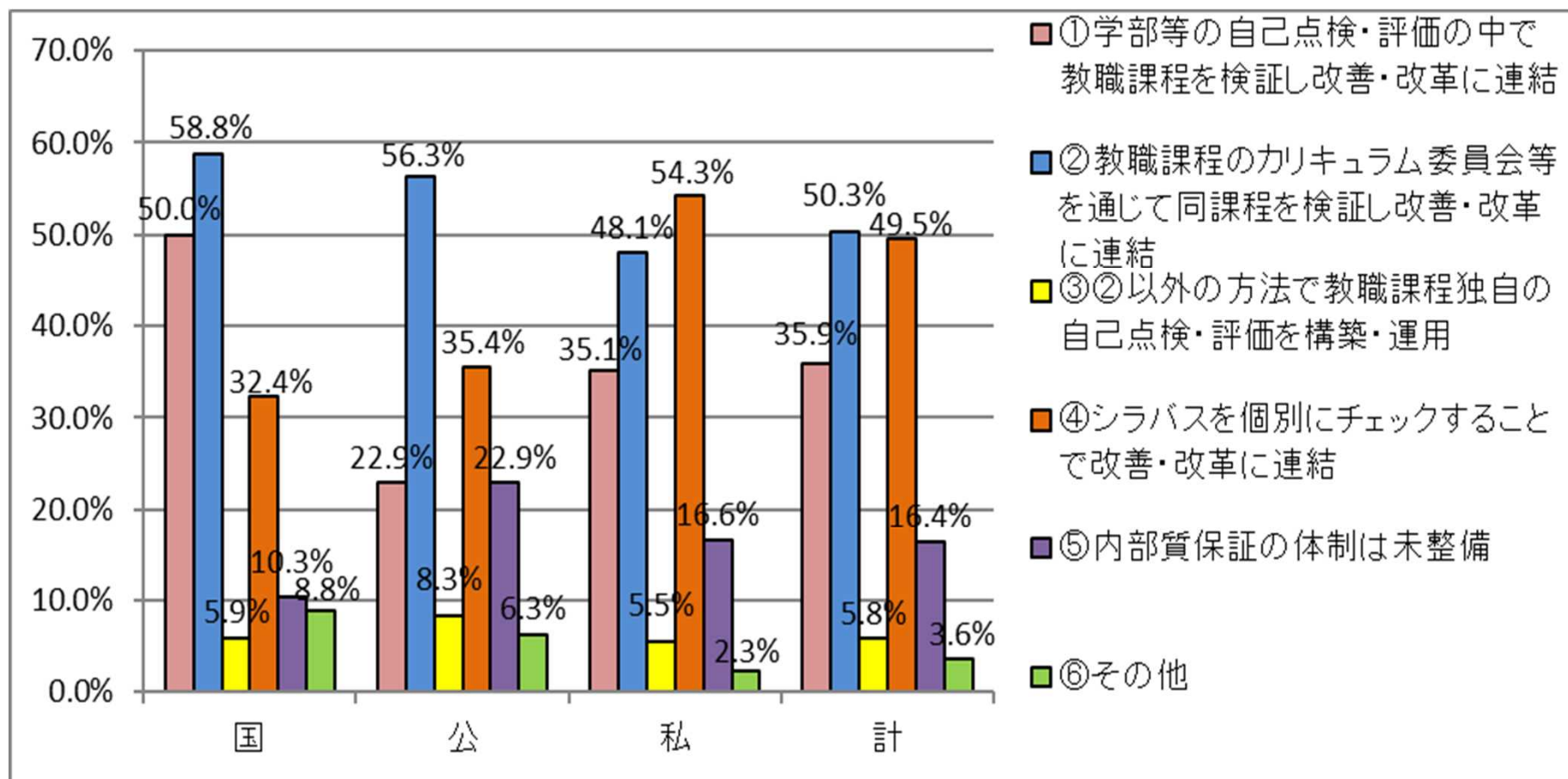
- (1) 今回の対象は学士課程。従って授与免許状は「一種種免許状」。
- (2) 回答率82.7%。
- (3) 回収データについて、上記「設置種別」のほか、「免許状取得率別」、「免許種別」での統計処理も行った。

(2) アンケート調査の結果（一部紹介）

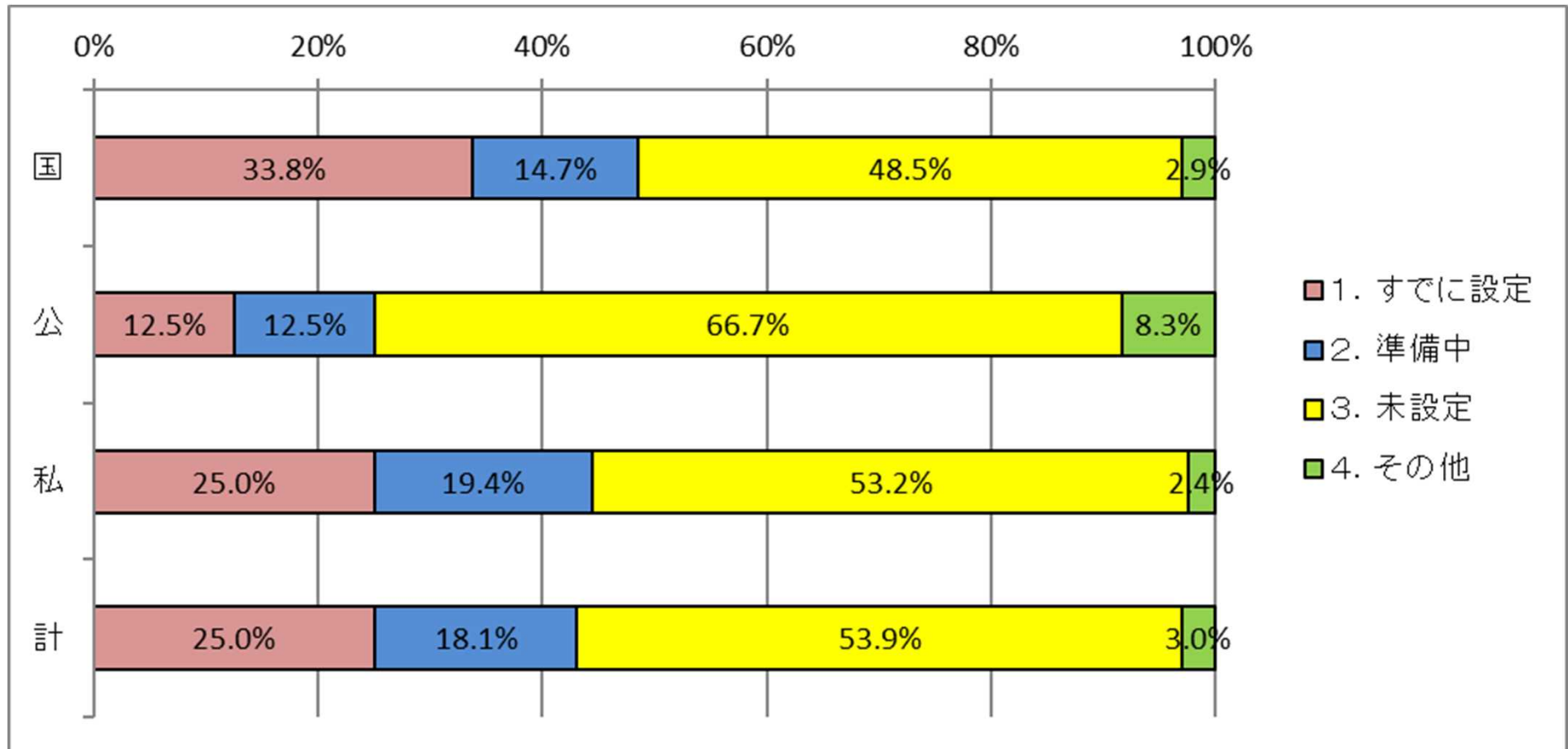
① 教員養成教育の質の向上に係る取組の公表状況



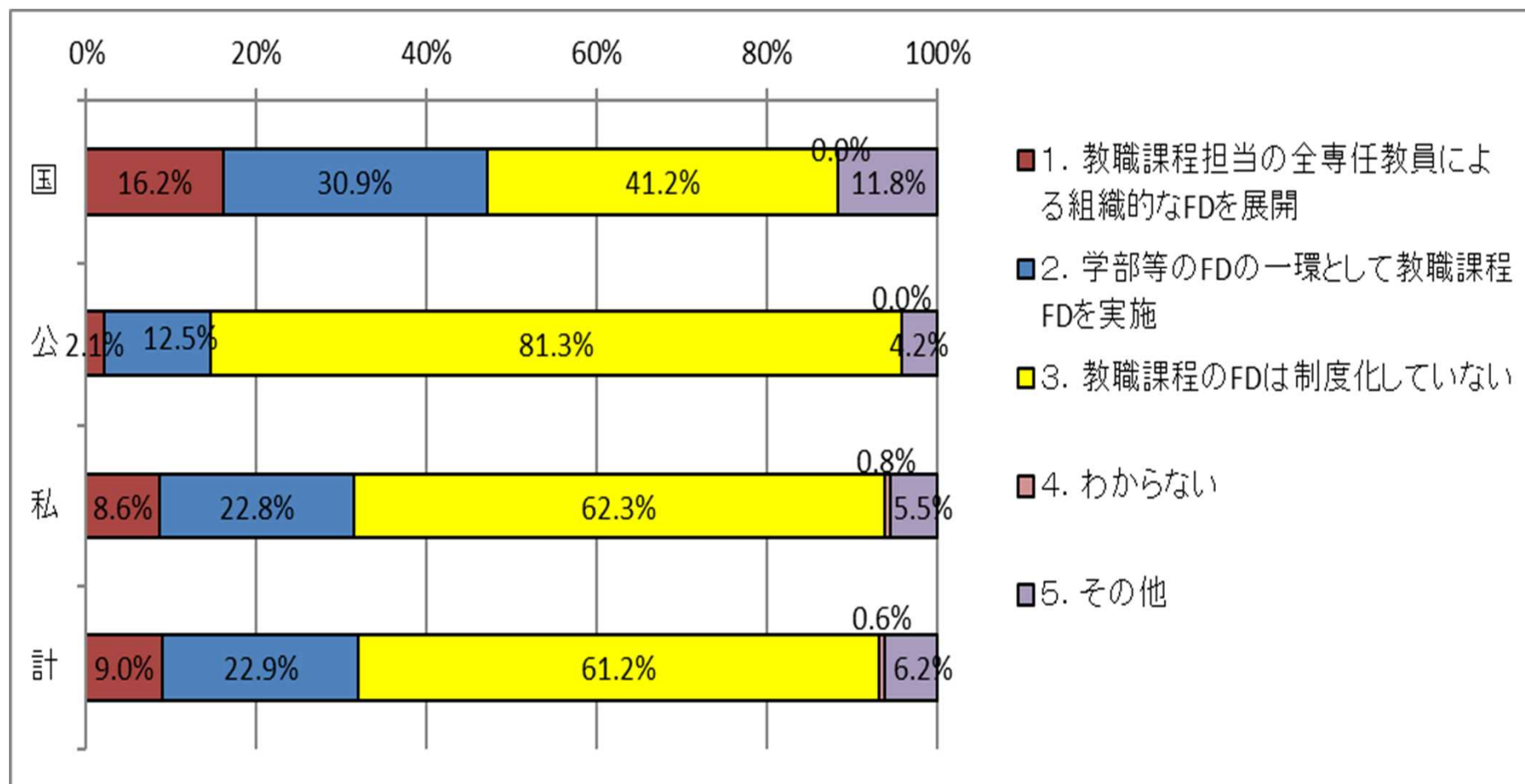
② 内部質保証体制の構築状況



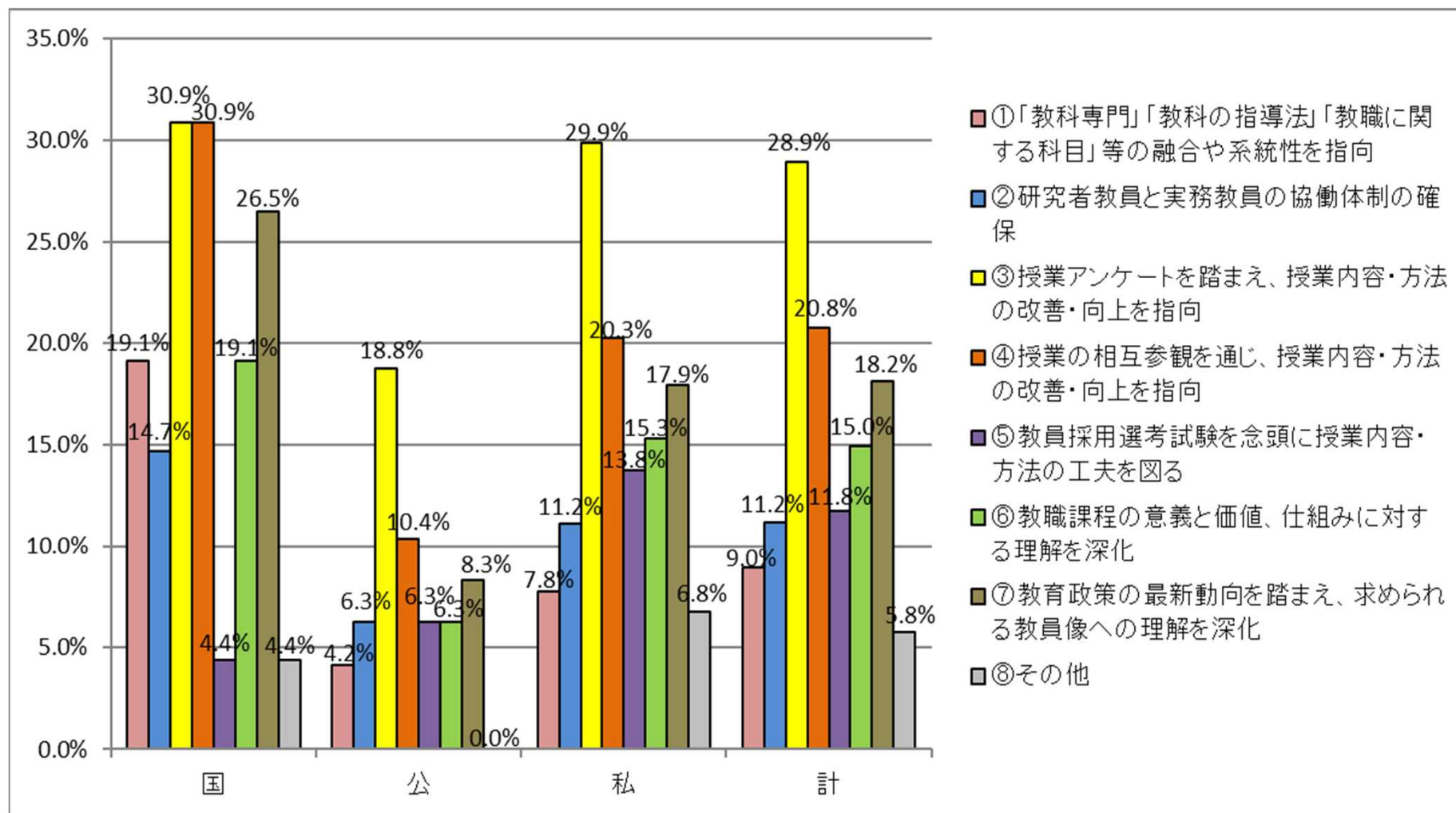
③ 「学習成果（ラーニング・アウトカム）」に対する学生の達成度を測定・評価する指標の設定状況



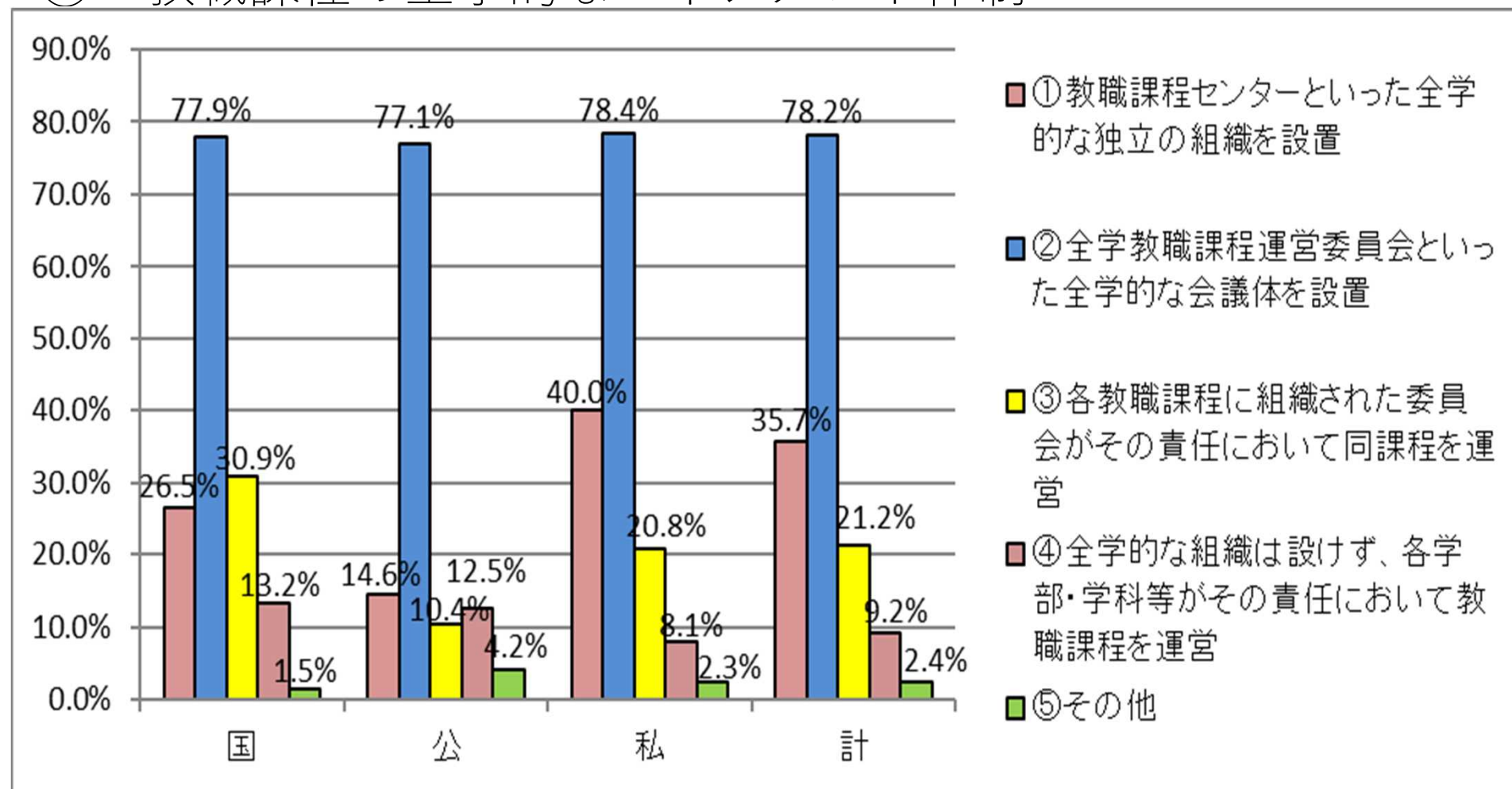
④ 教職課程に特化したFDの仕組み



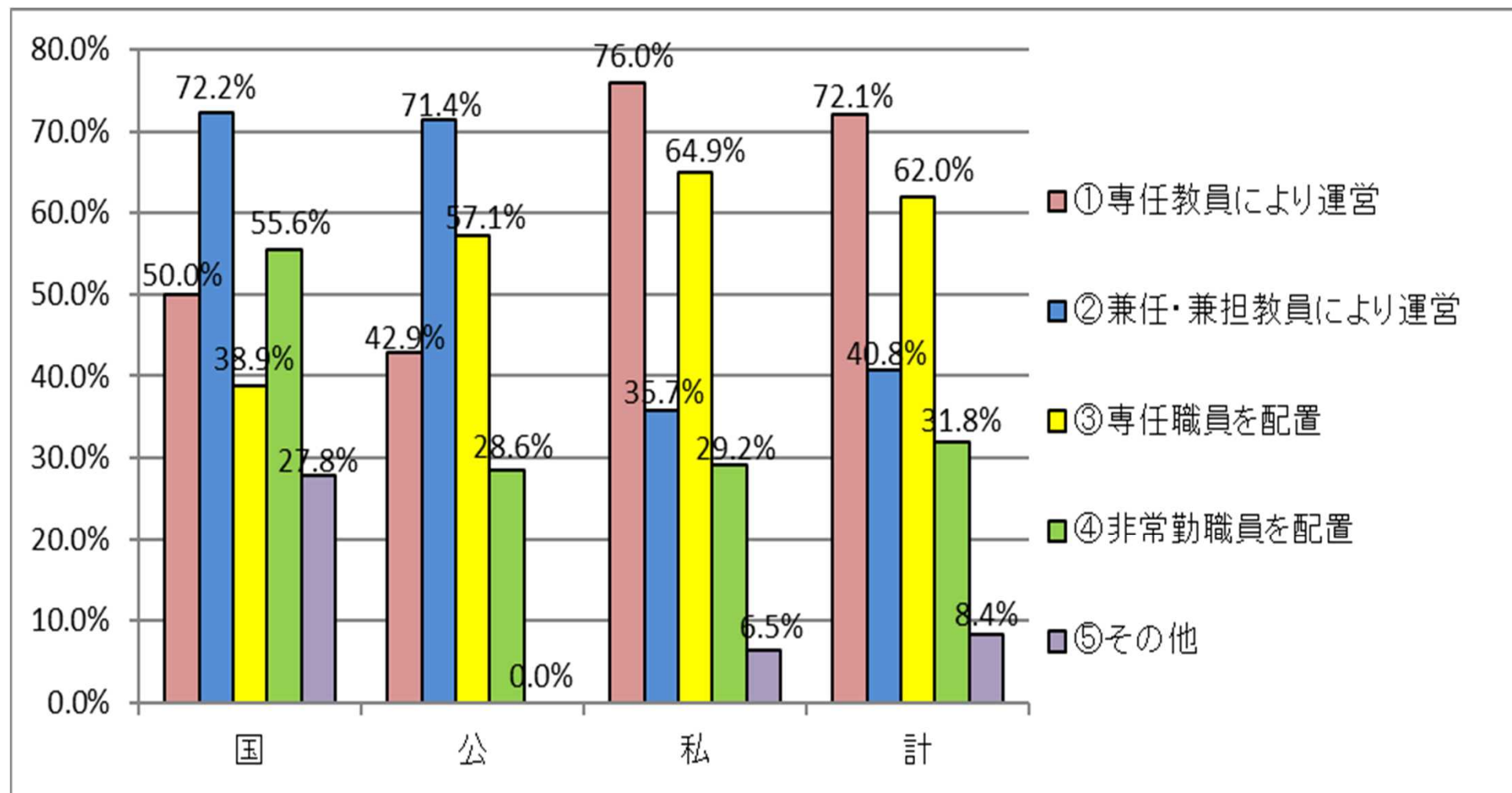
⑤ FDの内容



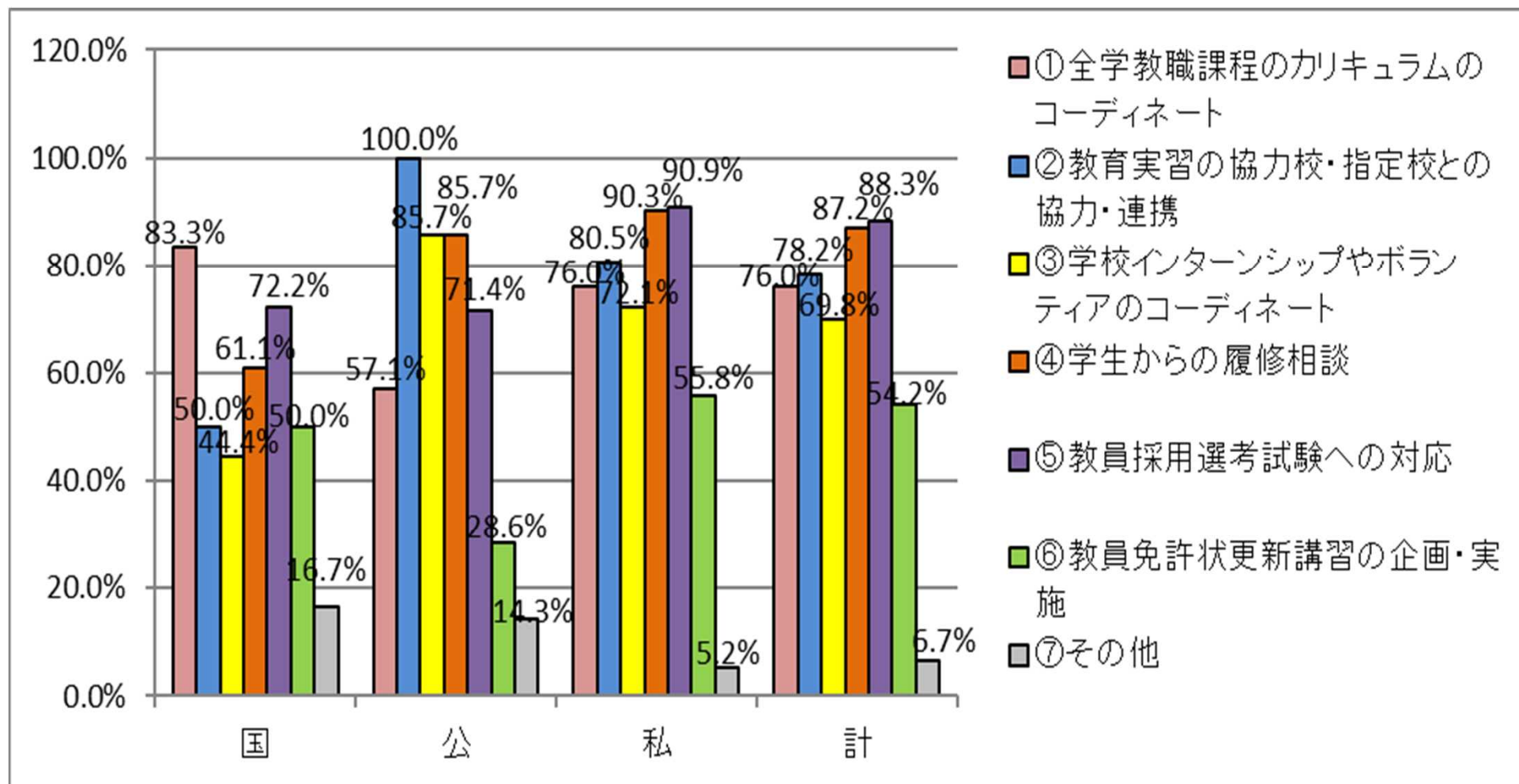
⑥ 教職課程の全学的なマネジメント体制



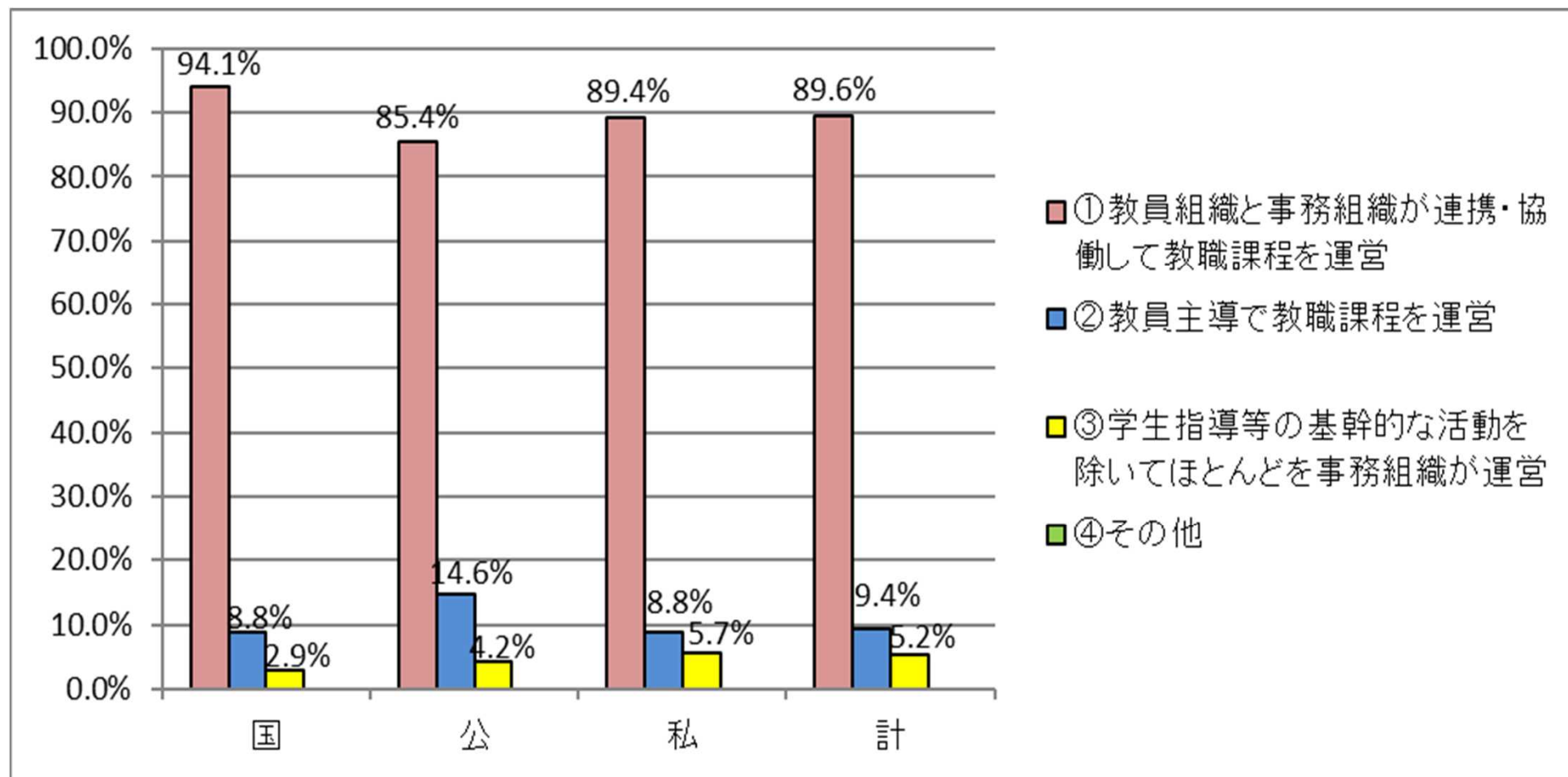
⑦ 教職課程センターの組織体制



⑧ 教職課程センターの役割

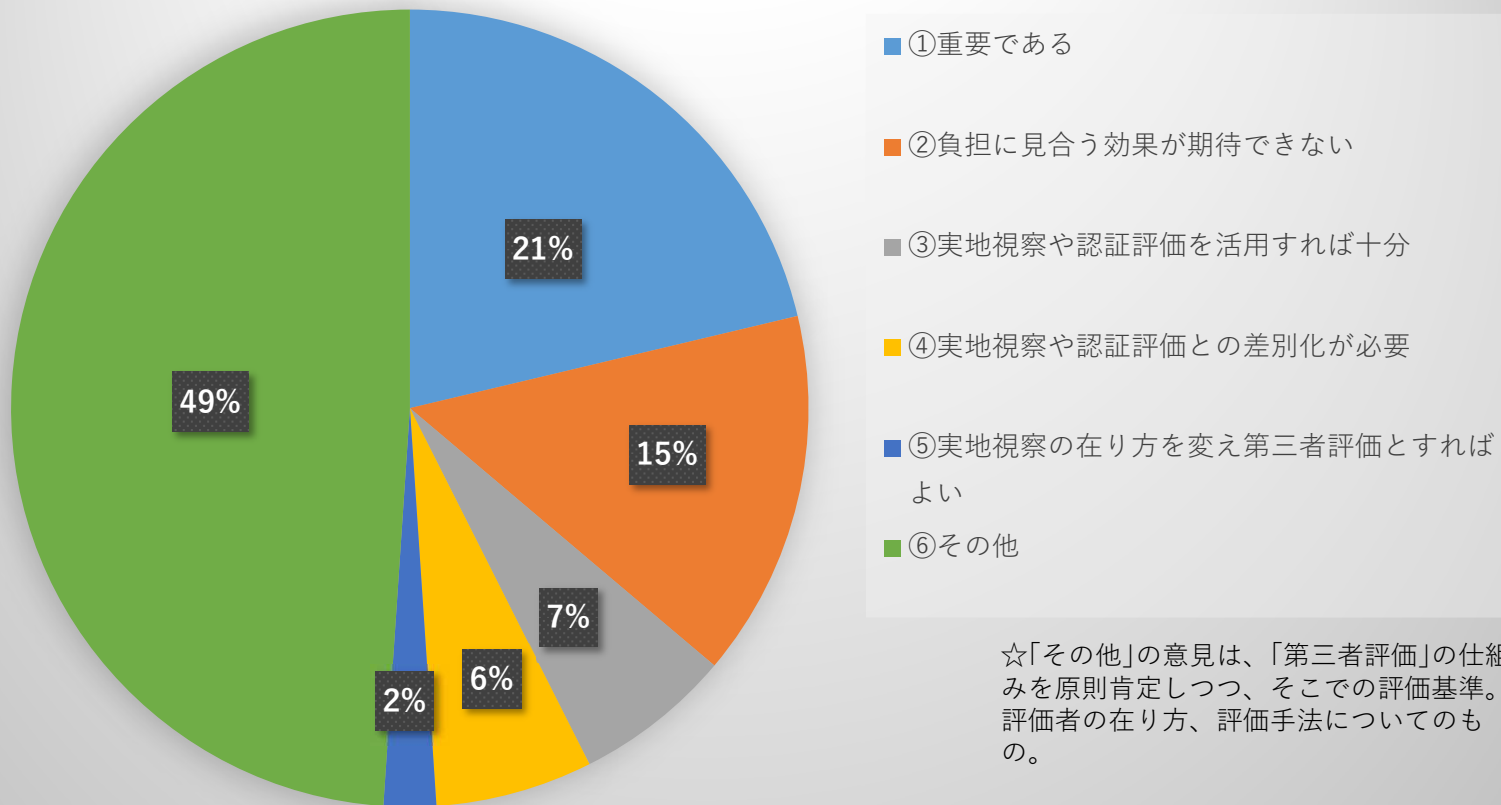


⑨ 教職課程の運営における教員と職員の連携・協働状況



⑩ 教職課程の質保証と改善・改革を誘引する仕組みとしての「第三者評価」の在り方

第三者評価の在り方に関する意見件数（計47件）



(3) アンケート調査結果を通して見えてきた
内部質保証に関わる課題

- 教職課程の自律的な質保証を確保し、これを教育改善につなげる「内部質保証」の取組が、総じて、漸進的段階に留まっている。
- 教職課程を担う教職員を対象としたFD、SDの脆弱性
- このことに伴い、「教科専門」担当教員の教職課程担当者としての自覚の問題、研究者教員と実務家教員との間の連携・協働の停滞、教職課程固有の制度・運用に係る知識・理解の教職員間での共有化の欠如、後継者へのこれら知識・理解の継承の不全化、などの阻害要因の除去が困難などの問題が一部で顕在化。

2. 教職課程の「内部質保証」

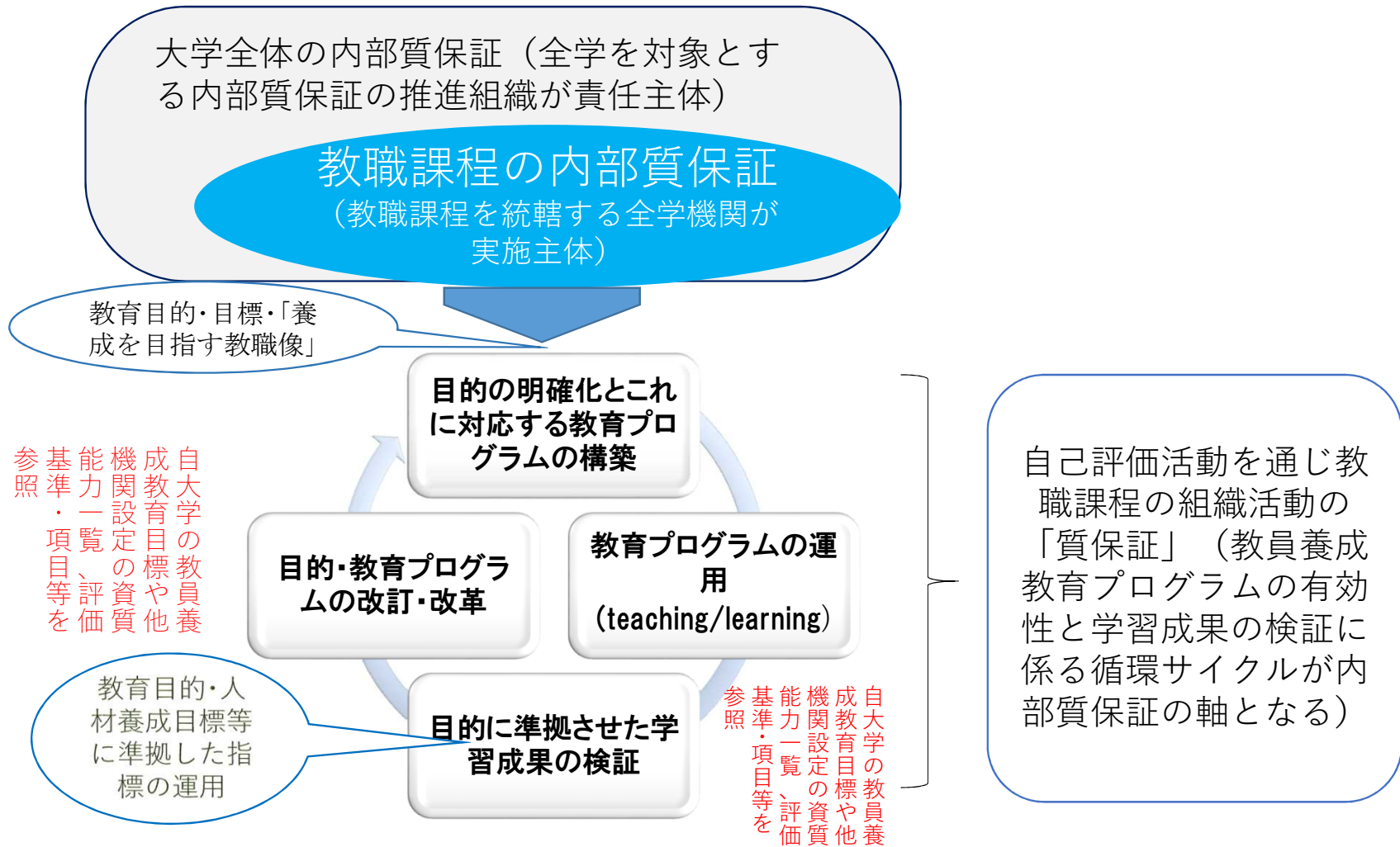
(1) 意義

- 教職課程の課題に対処し教育の質の充実・向上を図るためには、PDCAを内包した自己点検・評価を基礎とする固有の内部質保証の仕掛けを効果的に展開させることが大切。
- そこでは、教職課程として「どのような資質・能力の教員」を養成するのか、という視点からの「学習成果（ラーニング・アウトカム）」の把握がとりわけ重要。同時に、育成を目指す「教員像」と教育委員会の策定した「教員育成指標」との連関性に意を払うことも重要。
- 教職課程の「内部質保証」は、a)大学レベル、b)教職課程レベル、c)授業レベル、の3層構造として構成。但し、「授業レベル」の内部質保証は、「教職課程レベル」のそれに含めて行うのが实际的。
- 各レベルにおける「教職課程センター」等の全学組織の役割、FD、SD、等の機能の明確化が必要。
- 大学の「内部質保証」と教職課程の「内部質保証」の協働と役割分担に係る調整が大切。

(2) 構成要素

- 大学・学部・学科等の教育目標と授与免許状の基礎となっている教職課程の教育目標との関係性
- 教育目的・目標・「養成を目指す教職像」等の教職課程の方針を起点に、PDCAの循環サイクルを内包した自己点検・評価活動として経常的運用。
- 教職課程の質の向上を、「養成を目指す教職像」や授与免許状の種類・教科の別に応じた「学習成果（ラーニング・アウトカム）」の達成状況の検証を軸に進めることができる自己点検・評価体制の構築。
- 全員参加型を基本に据えて、全学的なレベル、全学に展開する各教職課程のレベルを軸に、各教職課程を構成する授業の検証を行うことも射程に収めての自己評価活動を運用。
- 自己評価活動を進める中で、採用・任命権者である教育委員会が設定している「教員育成指標」との関係性にも留意。
- 教職課程運営の教職協働を支える教職員を対象としたFD、SDの構築・運用
- 学外者の視点を取り入れた外部評価の実施。

(3) 内部質保証の概括的な仕組み (図)



(4) 内部質保証の対象項目（参考例）

大学レベル

- 教育情報公表義務の遵守（公表対象項目の検証）
- 教職課程を掌る全学組織の設置・運営状況（PDCAやIR機能の確保等を含め）
- 教職課程を掌る全学組織と全学的な内部質保証を掌る組織との関係性
- 教職課程を掌る全学組織と各教職課程の関係性
- 教育目標・計画等における「学習成果」の位置づけとその測定手法の確立・運用の調整

教職課程レベル

- 「学習成果」の達成に向けたPDCAベースの自己点検・評価体制の構築・運営の状況
- 全員参加型の組織的なFD、SDの構築・運営
- 教育目標・計画・「教員像」と教員育成指標等との関係性の検証
- カリキュラム編成及びこれを支える教員組織の検証
- 教育内容・方法を学校現場の要請と乖離させないために講じている措置
- 「学習成果」の達成状況を測定・評価し、その結果を教育改善に連結させる仕組みの導入・運用の状況及びその有効性の検証
- 教育実習の手はず及び学外組織等との連携・協働の検証
- 学修支援・学生のキャリア支援とその検証

授業レベル

- 教育目標・計画とそれらを具現化した「学習成果」の周知
- 授業内容・方法などへの「学習成果」の反映状況とその達成度の検証
- シラバスにおける学習指導要領との整合性の検証
- 授業アンケートへの対応
- 学習者に対する学修指導上の配慮

3. 教職課程の「外部質保証」の可能性とその位置づけ

(外部評価の実施を阻む要因)

- ・ 開放制課程を中心に教職課程の設置件数が膨大であること。
- ・ 教職課程の基礎となっている免許教科の種類等が多様、多岐に亘っていること。
- ・ カリキュラムの法令適合性の検証に当り、分野別評価の手法が必要であること。



(外部評価の構築・実施の可能性)

- ・ 教員養成評価機構等が分野別外部評価の仕組みを構築・運用する可能性。
- ・ 認証評価機関が、大学機関別認証評価の枠内で、教職課程を対象とした外部(第三者)評価を行うことは可能。
- ・ 同枠組みを用いて行う場合、評価の力点は、現在、大学基準協会がすでに実施している教員養成教育情報公表義務(教職免許法施行規則22条の6)の遵守状況の確認のほか、教職課程の「内部質保証」の機能的有効性の検証に置かれる。前者については、とりわけ同規則6号の「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組」の状況の評価が重視されよう。
- ・ 3層構造で営まれる「内部質保証」のうち、とりわけ「大学レベル」の部分に照準を当てた外部評価が計画される。

[補足]☆コロナ禍に伴う小・中・高で「育むことが期待されるコンピテンシー」観の変容

社会経済、科学技術の諸側面でのデジタル化推進の政策動向⇔新たな仕事の様式、生活様式の創造

「学力の3要素」に基礎を置く「確かな学力」への社会的コンセンサスの変質

- ◎高校卒業時までには修得が求められる知識・理解の内容・質の変容（情報社会に過度に対応したものとなるなど）
- ◎小・中・高で育むことが求められるコンピテンシーの中身の変容
 - ・情報機器の活用を通じたコミュニケーション能力の一層の重視。
 - ・情報処理能力（プログラミング能力を含む）の育成の強化を指向。
 - ・フェイス・トゥ・フェイスでの対話力評価の低減。
 - ・6・3・3・4の「学制」を通じて育むべき倫理感・道徳的価値原理にも変容の可能性（職業倫理、社会貢献、公德心といった価値原理の多くが、「上位概念」として設定された「情報倫理」と関連づけられてその涵養を図ろうとするなど）。

「主体的学習」の在り方、そのための取組としての「アクティブラーニング」の手法の見直し可能性

☆本パワポ資料は、下記の文部科学省[教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業]に係る大学基準協会報告書を基に、発表者の責任において作成したものである。

◎教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究報告書
(平成30年3月)
(https://www.juaa.or.jp/images/investigation/pdf/research_report_02.pdf)

◎教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究報告書
(平成31年3月)
(https://www.juaa.or.jp/images/investigation/pdf/education_report_01.pdf)

ご清聴ありがとうございました。

hayata7856.16w@g.chuo-u.ac.jp